⑶　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記１に掲げる申請場所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当局が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑷　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑸　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別記１に掲げる申請場所に速やかに届け出ること。

⑹　等級決定通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別記１に掲げる申請場所に提出すること。

別記１　申請場所

独立行政法人造幣局総務部経理課契約担当

〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１―１―79

電話06―6351―5463

別記２　付与数値〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

⑵　物品の販売及び役務の提供等

①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

⑶　物品の買受け

①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C

②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年２月２日

中部管区警察局愛知県情報通信部長

森實　克

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　23

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　導入計画物品及び数量　愛知県警察本部用指令通信装置　１式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和９年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　令和８年３月13日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒460―8502 愛知県名古屋市中区三の丸２－１－１　中部管区警察局愛知県情報通信部通信施設課施設第一係　電話052―951―1611

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和８年２月２日から令和８年３月13日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Command Communications Equipment for Aichi Prefectural Police Headquarters 1 Set

⑶　Type of the procurement : purchase etc

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 30　13 March 2026

⑹　Contact point for the notice : Communications Facilities Division, Aichi Prefectural Info-Communications Department, Chubu Regional Police Bureau, 2―1―1 Sannomaru Naka-ku Nagoya-shi Aichi 460―8502 Japan. TEL 052―951―1611

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年２月２日

国立大学法人東北大学副学長　伊豆　仁志

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第９号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　導入計画物品及び数量　反ニュートリノ・二重ベータ崩壊観測用電子回路　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和８年６月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　電子回路本体は、本学のニュートリノ検出器（ＫａｍＬＡＮＤ２）の光電子増倍管からのアナログ信号を処理する機能を有すること。

Ｂ　電子回路本体は、ＶＭＥ９Ｕの規格に従い、ＶＭＥクレートからの電源で動作する機能を有すること。